**平成２８年（フ）第３５８号**
北海道千歳市春日町４丁目１番10号　メゾン・ド・ピエール105号
債務者　福永　博美
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４７９号**
北海道石狩市花畔２条１丁目16番地　ベルプラス201号室
債務者　澤村　祐輔
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第７４号**
群馬県伊勢崎市富塚町220番地21　協栄マンション401
債務者　谷川実こと　ＴＡＮＩＧＡＶＡ　ＰＥＤＲＯ　ＭＩＮＯＲＵ
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第７５号**
群馬県伊勢崎市富塚町220番地21　協栄マンション401
債務者　谷川アリソンサトカズエこと　ＴＡＮＩＧＡＶＡ　ＡＬＹＳＳＯＮ　ＫＡＺＵＥ　ＳＡＴＯ
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第１２号**
三重県松阪市郷津町22番地１　アルカンシエル306
債務者　榊原　知宏
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２８年（フ）第５号**
京都府亀岡市大井町並河２丁目８番18号
債務者　山内　　憲
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２８年（フ）第９号**
北海道砂川市西６条南13丁目１番13―31号
債務者　月岡　大輔
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２８年（フ）第１４号**
北海道空知郡奈井江町字茶志内1779番地23
みのり団地８棟106号
債務者　佐藤布美子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２８年（フ）第１５号**
北海道空知郡奈井江町字茶志内1779番地23
みのり団地８棟106号
債務者　佐藤　崇也
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２８年（フ）第１８号**
兵庫県加西市北条町横尾699番地
債務者　藤部　勝好
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２８年（フ）第２０号**
兵庫県西脇市和田町564番地の83　プレミールコートＣ棟116号
債務者　高橋　若葉
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２８年（フ）第１６号**
兵庫県たつの市揖保町中臣259番地
債務者　井上　美紀
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２８年（フ）第２４号**
岡山県久米郡久米南町里方580番地２
債務者　池上真里子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２８年（フ）第６２号**
香川県高松市西山崎町694番地２
債務者　清時　三加（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第７０号**
岐阜市河渡２丁目20番地（ＣＯＳＭＯ　Ｄ102号室）
債務者　簇　　円（旧姓逸色）
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第８３７号**
大阪府池田市神田２丁目７番25―110号
債務者　菊地　　一
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部